平成２１年（フ）第３９９６号
札幌市西区八軒３条西１丁目６番21―202号
債務者　大倉　恒兵
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０１５号
北海道江別市江別太324番地の２
債務者　高橋しづ子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０２９号
札幌市豊平区中の島１条１丁目５番23―1108号
債務者　藤田　積善
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０５６号
札幌市東区北19条東８丁目２番10―307号
債務者　谷口　　瞳
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０６０号
札幌市東区中沼西３条１丁目１番17号
債務者　伊藤　洋一
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０７０号
北海道恵庭市恵み野北６丁目１番56　アヴェニール103号
債務者　伊田奈津子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０９８号
札幌市手稲区曙３条３丁目１番８―102号
債務者　鈴木　　誠
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１６３号
札幌市清田区真栄２条２丁目１番43―101号
債務者　長谷部和吉
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１６４号
札幌市清田区真栄２条２丁目１番43―101号
債務者　長谷部由子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１６５号
札幌市清田区里塚１条２丁目13番５号
債務者　森　　裕子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１８５号
札幌市白石区本郷通４丁目北７番10号
債務者　金子　昌利
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１８８号
札幌市厚別区厚別東２条６丁目２番18号　コーポゴジラ201号
債務者　太平　勇一
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２６２号
札幌市中央区南２条西24丁目１番１―505号
債務者　新井　悌子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４９８号
秋田市茨島６丁目20番15号
債務者　伊藤　祐子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４９９号
秋田市泉中央１丁目19番22号
債務者　大原　聖子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１１号
秋田市川尻上野町１番７―12号
債務者　松田　恵子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５３号
福島県本宮市本宮字兼谷137番地１　コーポドリーム102
債務者　山本　昌史
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３５４号
福島県本宮市本宮字兼谷137番地１　コーポドリーム102
債務者　山本　久美
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係